（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、洪水災害を考慮しつつパキスタン・イスラム共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とパキスタン・イスラム共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　四十九億九千三百万円（四、九九三、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、ポリオ撲滅計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、パキスタン・イスラム共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、パキスタン・イスラム共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後四年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、パキスタンの実施機関が調達適格国の供給者又は請負業者に対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　パキスタン・イスラム共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　パキスタン・イスラム共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してパキスタン・イスラム共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためパキスタン・イスラム共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　パキスタン・イスラム共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してパキスタン・イスラム共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

8　パキスタン・イスラム共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく計画の実施に当たり、計画の実施に従事する者及びパキスタン・イスラム共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

9　パキスタン・イスラム共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をパキスタン・イスラム共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年八月十五日にイスラマバードで

パキスタン・イスラム共和国駐在

日本国特命全権大使　大江博

パキスタン・イスラム共和国

経済・統計省経済担当次官

ラナ・ワージド・アブドゥル閣下

（パキスタン側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をパキスタン・イスラム共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二十一年八月十五日にイスラマバードで

パキスタン・イスラム共和国

経済・統計省経済担当次官

ラナ・ワージド・アブドゥル

パキスタン・イスラム共和国駐在

日本国特命全権大使　大江博閣下

**○外務省告示第三百九号**

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十三年八月二十二日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

平成二十三年九月二日

外務大臣　松本　剛明

| 失効年月日 | 発行年月日 | 旅券番号 |
|---|---|---|
| 2011年8月22日 | 2010年10月6日 | TK1152133 |

**○外務省告示第三百八号**

平成二十三年八月二十二日にハルツームで、カッサラ市給水計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がスーダン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　カッサラ市給水計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　九千六百万円

3　贈与の供与期限　平成二十六年六月三十日まで

4　署名者

日本側　中島洋一在スーダン臨時代理大使

スーダン側　ジャラール・ユースフ・アルディゲイル国際協力大臣

平成二十三年九月二日

外務大臣　松本　剛明

**○財務省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、環境省告示第十一号**

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号）第七条の四第一号イ及びロの規定に基づき、主務大臣が定める市町村を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十三年九月二日

財務大臣　野田　佳彦

厚生労働大臣　細川　律夫

農林水産大臣　鹿野　道彦

経済産業大臣　海江田万里

環境大臣　江田　五月

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室、経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課、財務省理財局総務課たばこ塩事業室、厚生労働省医政局経済課及び農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室に備え置いて縦覧に供する。）